こども家庭庁所管助成事業

こども家庭庁 成育局 保育政策課 認可外保育施設担当室

「くるみん認定・くるみんプラス認定」

「プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定」

を受けた中小事業主に、助成金を支給します!

中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業(概要)

「新子育て安心プラン」の支援策の一つとして、「くるみん認定・くるみんプラス認定」 「プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定」を受けた中小事業主に対し、助成 金を支給します。

助成額

上限50万円/事業主 ※対象となる事業の実施に要する経費(実費)

令和5年度受付期間:令和5年5月26日(金)~令和6年2月15日(木)

申請受付

前期受付:令和5年5月26日(金)~令和5年9月15日(金)

後期受付:令和5年10月20日(金)~令和6年2月15日(木)

※予算の上限に達した場合、期間内であっても受付終了となります。

【助成制度や助成申請手続きなどの問い合わせ先】

一般財団法人女性労働協会 くるみん助成金事務局

(電話:03-6453-7020メール:info@kuruminjosei.jp HP:https://kuruminjosei.jp/)

助成対象となる事業

中小事業主において、**労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な 雇用環境の整備**を行う事業を対象とします。具体的には次のような取組を実施することとなります。

- ①労働者の育児休業等の取得を促進するための取組。
- ②労働者の子育てを支援するための取組。
- ③労働者の業務負担の軽減や所定外労働時間の削減等を図るための取組。
- ④その他労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な取組。

対象事業者

本助成事業は、次の(1)及び(2)の事業区分ごと、それぞれ定める要件を満たす事業主が助成の対象と なります。助成要件等の審査を行った上で、助成を決定します。

(1)中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業

(くるみん認定・くるみんプラス認定)

【要件】次の3つの要件を満たす事業主





- ①子ども・子育て支援法に規定する**一般事業主(事業主拠出金を納付している事業主)**であること。
- ②**令和4年度**または**令和5年度(令和6年2月15日まで**)において、「**くるみん認定**」又は「**くるみんプ** ラス認定」を受けたこと。
- ③次世代育成支援対策推進法に規定する中小事業主(常時雇用する労働者数300人以下の事業主)であ ること。
- 事業主は行動計画の計画期間(2~5年間)終了後、都道府県労働局に申請し、くるみん認定・くるみん プラス認定を受けることとなります(各認定は、複数回受けることができます)。
- 本助成事業は、令和4年度または令和5年度に、くるみん認定・くるみんプラス認定を受けた企業に助成 を行うものであり、**1回の認定につき、1回の助成(上限50万円/事業主)を行います**(助成の申請が 必要です)。

(2) 中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業

(プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定)

【要件】次の3つの要件を満たす事業主





- ①子ども・子育て支援法に規定する**一般事業主(事業主拠出金を納付している事業主)**であること。
- ②令和5年3月31日時点において、「プラチナくるみん認定」又は「プラチナくるみんプラス認定」を 受けていること。
- ③次世代育成支援対策推進法に規定する中小事業主(常時雇用する労働者数300人以下の事業主)であ ること。
- 認定の流れは、くるみん認定・くるみんプラス認定と同様です(認定は1回のみ)。
- 本助成事業は、プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定を受けている企業に対し、認定が取 り消されない限り、認定を受けた翌年度から令和8年度まで毎年度、助成(上限50万円/事業主)を行い ます(毎年度、助成の申請が必要です)。

くるみん認定・くるみんプラス認定

プラチナくるみん認定・プラチナくるみんプラス認定について

次世代育成支援対策推進法において、企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」 **(行動計画)を策定**することとなっています。

行動計画に定めた目標を達成する等、一定の基準を満たした企業は、都道府県労働局に申請することによ り、厚生労働大臣の認定(くるみん認定・くるみんプラス認定)を受けることができます。さらに、くるみ ん認定を受けた企業がより高い水準の基準を満たすと、特例認定(プラチナくるみん認定・プラチナくるみ **んプラス認定)**を受けることができます。

くるみん認定制度の詳細については、厚生労働省のHPを御確認ください。

(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba kosodate/kurumin/index.html

